

令和 6 年度

予 算 編 成 方 針

柳 川 市

5 柳財政第 6 4 8 号
令和 5 年 1 0 月 2 5 日

各部等の長様

柳川市長 金子 健次

令和 6 年度予算編成方針について

令和 6 年度の予算編成方針を次のとおり定めたので、柳川市財務規則第 9 条の規定により通知する。

なお、各部等においては、この方針に従い、的確に予算見積りを行うことを願います。

第 1 章 令和6年度予算編成方針

1 国の経済及び財政の現状

我が国は、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰、インフレ圧力と欧米各国の急速な金融引締めによる世界経済の下振れリスク等の世界的な環境の変化や、統計上過去最少となった出生数、災害の頻発化・激甚化等の国内社会の問題など、内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面している。

こうした状況に対し、政府が6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針）」は、社会問題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変え、内外の変化と課題の克服を進めることとしており、少子化対策・こども政策の抜本強化、持続可能な社会保障制度の構築、デジタル社会・脱炭素化社会・包摂社会の実現、防災・減災・国土強靱化などを推進することを挙げている。特に、少子化対策・こども政策については、「こども未来戦略方針」に沿って、取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させることとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

本市の令和4年度一般会計の決算では、実質収支は10億9,855万3千円の黒字、実質単年度収支は5億7,328万8千円の赤字、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比較して6.3%悪化し94.5%となるなど、軒並み悪化した数値となった。これは、令和3年度に普通交付税追加交付、コロナ交付金の超過交付など例外的な事情が積み重なり、一時的に指標が改善していたものであり、財政状況がこの一年間で急激に悪化したものではない。しかしながら、人口減少・少子高齢化、公共施設老朽化などの構造的な財政状況の厳しさは続いており、学校再編事業など更なる悪化要因も見込まれる。

そのほかの指標をみると、普通会計における地方債残高は、令和4年度末で377億7,618万9千円（住民一人当たり約60万1千円）となり、前年度から8億5,364万2千円減少した一方、積立基金の残高は145億226万2千円（住民一人当たり約23万1千円）で13億9,204万5千円増額となったところである。

人口減少により市税・普通交付税などの一般財源減少が見込まれる

一方、高齢化による扶助費増加、物価高騰・施設老朽化による維持費の増加、学校再編事業に係る経費、近年激甚化する災害への備えなど歳出増加要因は数多く、構造的な財政状況改善策が求められる。

令和5年度は、財政調整基金から約10億5,816万円の繰入れを行う予定であるが、前述のように歳入減少と義務的経費増加が同時に進行するため、行財政改革を進めない限りは、一般財源不足額を補うための繰入額が今後更に増額になることが想定される。

令和6年度当初予算編成においては、「第2次柳川市総合計画」に掲げる目標像を達成することを基本方針に予算を編成する。その一方で、人口減少や職員減少に対応し、今後の市政運営を持続可能なものとしていくため、財源確保や歳出削減、業務見直しといった行財政改革を推進することとする。

3 令和6年度予算編成の基本方針

(1) 基本方針

前述のとおり、年々厳しさを増す財政状況であることから、歳入減少に対応する形での例年以上に厳しい予算編成となる。

そのなかでも、徹底した事業の選択と集中を行い、「第2次柳川市総合計画」の4つの政策目標を達成するための予算を編成することとする。

(政策目標①)

柳川市の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つ ふるさとづくり

(政策目標②)

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる
ひとづくり

(政策目標③)

水郷柳川の風情や快適さに共感し、人を惹きつける まちづくり

(政策目標④)

柳川の地域資源や産物を誇れる しごとづくり

(2) 予算編成方法

令和6年度予算編成においては、令和5年度と同様に、1件査定での予算編成とする。

なお、基本的な考えは枠配分予算編成の考えを踏襲し、新規事業・事業拡充等を行う際は、既存事業の財源から捻出すること。

(3) 中期財政計画における今後の財政シミュレーション

「令和5年度中期財政計画(未定稿)」では、要求事業ベースでの今後の収支を下記のとおりシミュレーションしている(学校再編事業費を含まず)。

各課から要求のあった事業を全て行うとすれば、**令和6年度から10年度までの5年間で、36億円の財源不足**が想定される(⑬行右端)。その改善策は、中期財政計画にとりまとめる予定であるが、令和6年度当初予算の編成にあたっては、これまで以上に厳しい予算査定となる。

単年度収支の見通し(改善前)

(単位：百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6-R10 計
①市税	6,562	6,621	6,501	6,493	6,485	6,368	6,364	32,211
②交付税	9,430	9,287	9,565	9,826	9,837	10,026	10,131	49,385
③その他	17,090	17,293	16,161	17,014	14,657	13,973	16,153	77,958
④歳入 (繰越金を除く)	33,082	33,201	32,227	33,333	30,979	30,367	32,648	159,554
⑤人件費	4,726	4,877	4,880	4,862	4,828	4,791	4,759	24,120
⑥扶助費	8,264	7,877	7,824	7,879	7,934	7,989	8,045	39,671
⑦公債費	3,207	3,258	3,498	3,803	3,757	3,906	3,996	18,960
⑧投資的経費	3,945	4,911	4,500	5,370	3,341	2,523	4,672	20,406
⑨その他	13,515	13,067	11,984	12,503	12,041	12,114	12,231	60,873
⑩歳出	33,657	33,990	32,686	34,417	31,901	31,323	33,703	164,030
⑪差引(財調繰入前)	▲ 575	▲ 789	▲ 459	▲ 1,084	▲ 922	▲ 956	▲ 1,055	▲ 4,476
⑫財政調整基金繰入	0	300	300	200	200	100	100	900
⑬差引(財調繰入後) ※収支改善必要額	▲ 575	▲ 489	▲ 159	▲ 884	▲ 722	▲ 856	▲ 955	▲ 3,576
⑭年度末基金残高	14,502	14,669	13,824	12,064	11,623	11,489	11,241	
⑮(うち財政調整基金)	5,124	4,832	4,532	4,332	4,132	4,032	3,932	
⑯年度末地方債残高	37,774	37,711	37,282	36,242	34,323	31,959	30,814	
⑰収支+基金残高	15,733	15,268	14,264	11,620	10,457	9,467	8,264	
⑱地方債実質負担額	11,717	11,917	11,983	12,021	11,893	11,507	12,243	
⑲実質残高	4,016	3,351	2,281	▲ 400	▲ 1,435	▲ 2,040	▲ 3,979	
⑳将来負担比率	34.3	33.5	35.9	41.2	46.9	50.2	62.5	

第 2 章 予算編成要領

1 予算要求の基本的事項

(1) 経常経費

予算編成が非常に厳しくなっていくことを踏まえ、物価高騰の影響を安易に増額要求するのではなく、利用実態や利用形態等を精査し、必要最小限の要求とすること。

(2) 新規事業

新規事業及び拡大事業の要求に際しては、将来に向けた効果を適切に予測するとともに、事業の統廃合及びゼロベースでの事業見直しを行った上での予算要求を行うこと。

(3) 予算要求の留意点

・ 新規事業、政策的経費等も含めた通年分の予算要求を行うこと。

・ ※補正予算での事業費の追加は行わない。

・ 一般質問や決算審査特別委員会等において出された質問・要望・指摘事項については、既存予算の中で、各課十分に検討、精査の上、予算要求すること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりに当たっては、経済の状況、国・県の制度改正の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ることとする。

なお、市税以外の市が有する債権についても、負担の公平性及び自主財源確保を図るため確実に回収すること。

(1) 市税

市税は、財政運営の根幹をなすものであることから、経済情勢の推移や税制改正の動向及び個人所得の状況、企業業績等の動向を勘案し、的確な収入見込みを計上すること。

また、税負担の公平を期すため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、徴収率の向上に努めること。

(2) 地方交付税

算定にあたっては、実績に基づく適切な見積もりを行うこと。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金は、特定事業に要する経費に充てるため、当該事業によって受益を受ける者から、その範囲内で適正な負担を求めるという受益者負担の原則に従い、公平性を欠くことがないよう努めるとともに徴収根拠を明確にし、計上すること。

(4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスに要する経費の対価として負担を求めるもので、住民負担・受益者負担の公平性を期すためにも、社会情勢の変化などに即応して適切に対処すること。

(5) 国・県支出金

- ・国・県支出金については、各省庁の概算要求内容等を十分に精査し、国や県等の動向についての的確に把握した上で、適切な対応を図ること。**特にコロナ後の地域経済活性化対策**については、情報の変化に対して迅速かつ柔軟に対応すること。
- ・また、既存事業で**「地方創生交付金」「個性ある地域づくり補助金」**などの国・県補助事業が活用可能なものについては、適切に対応すること。
- ・なお、既存補助事業の見直しなどによる廃止、縮小されたものについては、**単に減額分を市負担とすることなく事業の見直しを図ること。**

(6) 財産収入

財産の適正管理により運用するとともに、未利用財産について未利用財産活用方針などに基づき計画的な売却を行うこと。
各基金については、安全かつ有利な方法により管理すること。

(7) 市債

市債は事業の推進上、また世代間の公平な負担等の観点からも有効な財源であるが、後年度の公債費負担も考慮する必要がある。なお、活用にあたっては財政課で算定し計上すること。

また、普通交付税措置のない市債については、後年度の公債費負担の増加を鑑み、原則、発行しないこととする。

3 歳出に関する事項

歳出の見積もりにあたっては、今後の財政状況等を踏まえ、従来の経費削減に留まることなく、既存事務事業全般にわたりゼロベースを基本に、廃止・縮小・見直しを抜本的に検討すること。従前の例にとられることなく新しい視点により、最少の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫を行うこと。

■ 共通事項

○ 予算書説明欄（細節及び細々節）のあいまいな表現を解消すること。特に報酬、及び委託料については、具体的な名称にすること。

○ 新規事業および、長期継続契約、債務負担行為に係る予算要求については、予算要求書の説明欄に（新規）、（長期契約）、（債務負担）と明記すること。

（例）	細節名称	要求額	説明
	清掃業務委託料	7,090	柳川庁舎清掃業務（長期契約）

(1) 人件費

- ・ 常勤特別職、一般職については、令和6年4月1日現在の見込み人数に応じて人事秘書課で一括計上すること。
- ・ 定員管理や給与の適正化に努めるとともに、事務改善を徹底し弾力的な組織運営に取り組み、総人件費の抑制を図ること。
- ・ 会計年度任用職員の要求については、人事秘書課からの通知に基づき要求すること。

(2) 物件費

前年度予算額から臨時的要因を除いた額を要求基準とする。

この基準達成に向けて、前例踏襲的な予算計上を避け、事務の合理化と創意工夫に基づく改善を行い、経費節減に努めること。

① 旅費

- ・出張の目的、効果、緊急性、日程等十分に検討の上、真に必要なものについて必要最小限の人数と回数による出張とする。
- ・宿泊を伴う出張は、基本的に認めないこととする。
- ・各種委員会等で報酬を支給している委員の宿泊行政視察研修旅費については、次のとおりとする。

ア 任期が1年から3年の場合は、任期中1回

イ 任期が4年の場合は、任期中2回

なお、これは上限回数を示しているもので、視察そのものの必要性を十分に検討すること。

- ・会計年度任用職員の旅費は、費用弁償に計上すること。

② 報償費

- ・講師謝礼等については、別紙単価表によること。

③ 需用費

消耗品費・在庫管理を徹底するなどして極力節減を図ること。

- ・コピー用紙は、令和5年度同様に財政課又は各市民サービス課にて一括して計上するため、各課においては要求しないこと。

修繕料・緊急性、必要性を勘案し、極力見積書等を添付すること。

- ・車検時の修繕料は5万円を上限とする。(修繕料、手数料、保険料、自動車重量税に区分し要求すること。)

食糧費・必要最小限度の要求とし、積算と必要性を明確にすること。1人当たり600円以下とする。

- ・正規の報酬又は報償費を支給している相手方に対する食事の提供は原則認めない。

④ 役務費

手数料・公用車の法定点検についても、必要に応じて計上すること。(点検料は別紙)

⑤ 委託料

- ・必要性や費用対効果などの観点から、業務内容を十分精査し、仕様を明確にするとともに、創意工夫による経費の縮減に努めること。

⑥ 使用料及び賃借料

- ・パソコン等の機器については、他と区分して要求すること。
- ・リース期間が終了する物件については、2年～3年は再リースして経費を抑制すること。
- ・テレビ受信料については、別紙単価表によること。
- ・新規のパソコン購入費及び各種業務の電算開発費については、DX推進課と協議をしておくこと。
- ・土地借上料については、予算・決算審査特別委員会においても、契約単価について、固定資産評価額を反映するよう度々指摘を受けているところである。このことから契約にあたっては、固定資産評価額等を参考に相手方と交渉を行うこと。

⑦ 備品購入費

- ・備品は更新の場合のみとし、新規の購入は要求しないこと。
- ・公用車の廃車・購入については財政課で行うので、原則、各課での要求はしないこととする(消防車等の特殊車両は除く)。

(3) 扶助費

- ・扶助費は、国・県補助負担金の削減などの制度改正を的確に把握し対処すること。また、安易に単独事業に移行することがないようすること。
- ・市の単独事業の扶助費について、あらゆる角度から見直すこと。

(4) 繰出金

- ・国の繰出基準による繰出金と基準外繰出金を明確に区分し要求すること。

(5) 負担金及び補助金

- ・補助金交付適正化通知に基づいた要求とすること。

※団体運営補助金の要求を行うにあたっては、令和4年度

の決算書等の添付を行うこと。

- ・ 人件費補助を行っている団体に対しては、合併によるスケールメリットを活かした削減を行うほか、雇用形態について市職員と比較して必要に応じ見直しを図ること。
- ・ 補助金は、その交付に目的があるのではなく、「公益上必要」な活動をしている団体の自立を促進し、最終的には自主自立が可能となった段階でその目的が達成されたと考えられる。団体の自主自立に向けた努力と創意工夫への側面的支援とともに、団体運営費補助金から事業費補助金への転換を図ること。
- ・ 一部事務組合負担金については、本市の厳しい財政の現状を考慮し、所管課より各組合に対し、より一層の業務の効率化と経費削減を要請すること。

(6) 普通建設事業（公共事業）

- ・ 前年度予算額から臨時的要因を除いた額を要求額とすること。
- ・ 補助事業についても、聖域とせず、一般財源の持ち出しがあるということを十分認識して、当該事業の必要性、効果、補助率等総合的に判断した上で出来る限りの削減を行うこと。基準面積を超えるものや付帯工事の継ぎ足し単独事業については、必要性、緊急性等を検証した上で、必要最小限の範囲で計上する。

(7) 積立金

今後想定される財政需要に対応するため、公共施設維持整備等基金等の特定目的基金への積立てを行うこととする。

(8) 特別会計に関すること

特別会計についても、一般会計に準じて予算編成を行うものとするが、個々の会計の性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出基準に沿った繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、自会計において歳出の見直しと収入の確保に努め、財政健全化を図ること。

〔参考資料〕

□普通建設事業費の推移

(単位：百万円)

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
6,738	4,462	6,209	3,873	3,873	4,876

※4年度までは決算額で、令和5年度は補正予算3号後

□筑後8市の普通建設事業費の状況

＜令和4年度決算＞

(単位：百万円)

市	普通建設事業費				歳出総額 E	割合 A/E
	総額 A = B + C + D	補助 B	単独 C	その他 D		
みやま市	5,341	2,067	3,054	221	23,801	22.4%
八女市	6,490	1,011	5,327	153	42,975	15.1%
柳川市	3,873	1,776	1,698	400	33,662	11.5%
大川市	2,098	853	1,123	122	18,275	11.5%
朝倉市	3,339	879	2,237	223	37,319	8.9%
筑後市	1,809	836	903	70	22,639	8.0%
うきは市	1,296	502	693	101	17,538	7.4%
小郡市	938	346	529	63	22,772	4.1%

※歳出総額に占める普通建設事業の割合が高い順にならべた。4年度決算における県平均(27市)の割合は11.0%で、この率を本市の歳出総額に乘じると約37億円になる。住民一人当たりの普通建設事業費は6万2千円で、県下27市の中で11番目に多い金額となっている。

4 予算要求書等の提出について

(1) 電算入力期間

令和5年10月25日(水)～令和5年11月24日(金)

(2) 提出書類及び部数

- ・柳川市財務規則第10条に基づく書類 3部

(予算要求書 (事業概要を必ず入力し、出力すること)、継続費調書、繰越明許費調書、債務負担行為調書)

- ・事業計画調書 (様式1号) 3部

(投資的経費 300万円以上、ソフト事業 100万円以上)

※事業費総額と事業2総額が同一の単独事業で、事業概要に詳細に入力されている場合は、提出は要しない。

- ・ 施設管理調書 (様式 3 号) 3 部
- ・ 負担金計画調書 (様式 4 号) 3 部
- ・ 補助金調書 (様式 5 号) 3 部
- ・ 維持管理費見込み調書 (様式 6 号) 3 部
- ・ 課別予算要求方針 (様式 7 号) 3 部
- (査定時に、予算の概要・今後の課題等、これを元に説明する)
- ・ 要綱、図面、写真、見積書等 3 部

※様式については、「共有フォルダ＞財政課＞当初予算資料様式集」に登録しているので活用すること。

※予算要求書には、必ず資料のページ番号を記載すること。要求書に資料ページ番号の記載がない場合の財政課の査定案は、資料がないものとみなし決定する。

(3) 提出期限

令和 5 年 11 月 24 日 (金) 期限厳守

(4) その他

- ・ 予算要求書の事業概要、事業説明欄には、事業の目的、必要性、内容等をわかりやすく、詳細に記載すること。
- ・ 予算要求書等は、経費節減のために、両面コピーで提出すること。
- ・ 予算要求書（歳入、歳出）の説明欄には、積算式及び単位などの積算根拠を必ず入力すること。
- ・ 国県支出金、使用料、手数料、分担金及び負担金、諸収入等の特定財源は、歳出への充当を必ず入力すること。
- ・ 新規要求内容については、詳細の分かる資料を添付し、積算内訳の名称末尾に（新規）と入力すること。